

2010年11月18日

障害者自立支援法「改正」案に対する声明

社団法人全国腎臓病協議会

会長 宮本 高宏

〒170-0002 東京都豊島区巢鴨 1-20-9

TEL 03 (5395) 2631

11月17日、衆議院厚生労働委員会において「自立支援法一部改正案」（正式名称「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律案」）が上程され、付帯決議がつけられたものの実質的な審議はされず可決されました。

そもそも、この「自立支援法一部改正案」はわれわれ当事者の声が充分反映されていないだけでなく、自立支援法廃止後に向けて議論が進められていることを本当に考慮しているのか疑問があります。

自立支援法に含まれる自立支援医療（更生医療）は、もともとわれわれ透析者にとって大変重要な制度であり、自立支援医療に移行することについても、「重度かつ継続」での低所得者への配慮が欠けている点および費用負担の所得区分が極めて大枠である点を指摘し、改善を求めてきました。

本年1月に政府と自立支援法違憲訴訟原告団との間で交わされた基本合意文書において「自立支援医療に係る利用者負担の措置については、当面の重要な課題とする。」とされているにもかかわらず、「一部改正案」では自立支援医療についてはなんら改善されていません。

われわれは、厚生労働大臣が約束したように、自立支援法が廃止され、当事者の声が充分反映された新法が実現することを切望しています。同時に、「法の一部改正」ではなく、可能なものは予算措置の中で具体化すべきと考えます。

われわれは今回の国会の動きに驚きと失望の念を禁じ得ません。新法移行への助けをすることで妨げとなりかねない内容と、この時期で改正を図ることに強い不安と疑念を禁じ得ません。

われわれは、今回の「自立支援法一部改正」法案を認めることは出来ません。一日でも早い腎機能障害者の立場に立った新法への移行に向け全力を傾けるべきです。